

群馬県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表

傍線部分は改正部分

改正案					現 行
(建築物の定期報告の時期等)					(建築物の定期報告の時期等)
第十二条 (略)					第十二条 (略)
2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号)第二の規定により知事が付加する定期調査等(法第十二条第一項に規定する調査に限る。)の調査項目等は、次の表のとおりとする。					(新設)
二 建築物の内 部		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
	(一)	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
	(二)		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	(三)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(四)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。

改正案						現 行	
		(五)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
		(六)		固定の状況	目視等により確認する。	扉が開放状態に固定されていること。	
		(七)	常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号の規定に適合しないこと。	
二 避難施設等	(一)	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。	
		(二)	排煙設	防煙壁	可動式防煙	各階の主要な可動	可動式防煙壁が作

改正案							現 行	
			備等		壁の作動の 状況	式防煙壁の作動を 確認する。		
	(三)		排煙設備	排煙設備の 作動の状況	各階の主要な排煙 設備の作動を確認 する。	排煙設備が作動し ないこと。		
	(四)	その他 の設備 等	非常用エレベータ 二	乗降ロビー 等の排煙設 備の作動の 状況	各階の主要な排煙 設備の作動を確認 する。	排煙設備が作動し ないこと。		
	(五)			非常用エレ ベーターの 作動の状況	非常用エレベータ ーの作動を確認す る。	非常用エレベータ ーが作動しないこ と。		
	(六)		非常用の 照明装置	非常用の照 明装置の作 動の状況	各階の主要な非常 用の照明装置の作 動を確認する。	非常用の照明装置 が作動しないこ と。		
	(七)			照明の妨げ となる物品 の放置の状 況	目視により確認す る。	照明の妨げとなる 物品が放置されて いること。		
<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) 附 則 (令和七年 月 日規則第 号) この規則は、令和七年七月一日から施行する。							<u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	